

# 美祢市公式SNS運用方針

## 第1 趣 旨

この運用方針は、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を利用した様々な情報発信を目的として本市が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

## 第2 SNSの定義

この運用方針において「SNS」とは、Facebook、X（旧Twitter）、LINE、Instagram、YouTubeなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

## 第3 適用範囲

この運用方針は、本市が業務としてSNSを活用する際の方針であり、SNSのアカウントを取得し、運営する市の組織及びその運営を委託された事業者に適用される。

## 第4 公式アカウントの開設及び運用方法

### 1 アカウントの定義と運営主体

#### (1) 美祢市公式アカウント

本市が業務としてSNSを活用する際に利用するアカウントを、「美祢市公式アカウント」という。美祢市公式アカウントの開設・運営は、原則としてデジタル推進課が運営主体として行う。

#### (2) 分野別美祢市公式アカウント

発信する情報に対する利用者のニーズが多く、かつ特定の分野において充実させる必要があると判断されるものについては、その分野を所管する所属長が、デジタル推進課長の承認を得て開設・運営する。この場合のアカウントを、「分野別美祢市公式アカウント」という。

#### (3) 公式アカウント

美祢市公式アカウントと分野別美祢市公式アカウントを総称して、「公式アカウント」という。

### 2 美祢市公式アカウントでの運用

#### (1) SNSの種類

美祢市公式アカウントのとして運用するSNSは、次のとおりとする。

ア Facebook

(ア) アカウント名 LIFE OF MINE 山口県美祢市

(イ) URL <https://www.facebook.com/minecity0837>

イ X (旧 Twitter)

(ア) アカウント名 美祢市 (@Mine\_Citykouhou)

(イ) URL [https://x.com/mine\\_citykouhou](https://x.com/mine_citykouhou)

ウ Instagram

(ア) アカウント名 山口県美祢市 MINECITY\_official (minecity\_official)

(イ) URL [https://www.instagram.com/minecity\\_official](https://www.instagram.com/minecity_official)

(2) 発信情報の内容

美祢市公式アカウントで発信する情報の内容は、次に掲げる情報でSNSを活用して発信することが適當なものとする。

ア 市政情報や観光情報など、本市をPRする情報

イ 災害時等の緊急情報

ウ 市内で開催されるイベント情報（市が主催・共催・後援のほか、地域の実行委員会等が開催するものを含む。）

エ 市内民間事業者の求人情報等、市の活性化に資する情報

オ 市外において開催される本市をPRするイベント情報

カ 他者が発信する情報で、本市のPRに資する情報のシェア

キ その他、本市に関する情報であって適當な情報

(3) デジタル推進課以外の課が所管する事業やイベント情報の提供

デジタル推進課以外の課が所管する事業やイベントの情報で、美祢市公式アカウントで運用するSNSにより発信することが適當と思われる情報は、所管課がその内容をデジタル推進課に提供する。

デジタル推進課の担当者は、提供された情報についてSNSで発信することが適當と判断した場合は、出来るだけ速やかに発信する。

(4) 他者が発信する情報のシェア

他者が発信する情報のシェアは、次の情報とする。

ア 本市の景観に関する情報

イ 公共機関が発信する情報

ウ 「MineCollection」や「やまぐち食彩店」等、公共機関が認定又は紹介している民間事業者情報

エ 市内民間事業者の求人情報

オ 美祢市ふるさと交流大使に関する情報

カ その他、シェアすることが適當と判断される情報

(5) 投稿時間

原則として、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、それ以外の時間でも発信する場合がある。

(6) 利用者から寄せられたコメントへの対応

美祢市公式アカウントで運用するSNSへ寄せられたコメント等へは、原則として返信をしない。

また、その旨を分かりやすい場所に明記する。

### 3 分野別美祢市公式アカウントでの運用

分野別美祢市公式アカウントを開設し運用しようとする所管課は、別記様式第1号により次の事項についてデジタル推進課長に届け出て承認を得るものとする。

デジタル推進課長は、承認する場合、別記様式第2号により開設・運用について通知するものとする。

- (1) 活用するSNSの種類
- (2) 発信情報の内容
- (3) 登録情報（ID、パスワード、URL、メールアドレス、タイトルなど）
- (4) 利用者から寄せられたコメント等への対応方針

分野別美祢市公式アカウントの運用は、個別に定めるもののほか、原則として美祢市公式アカウントに準ずるものとする。

### 4 公式アカウントでの発信時の基本原則

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して充分留意すること。
- (3) 発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないように留意すること。
- (4) 次に掲げる情報は、発信してはならない。
  - ア 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる情報
  - イ 宗教性、政治性のある情報
  - ウ 違法行為又は違法行為を煽る情報
  - エ 単なる噂や噂を助長させる情報
  - オ 社会問題について特定の主義又は主張にあたる情報
  - カ その他、公序良俗に反する情報

### 5 公式アカウントにおける発信内容の決裁

公式アカウントにおける情報は、迅速性を保つため所属長の管理責任のもとに担当者において発信することとし、決裁は不要とする。ただし、本市の公式見解として政策や意見を発信するもの等、特に重要なものは、所属長の決裁を受けるものとする。

### 6 公式アカウントへの利用者による書き込みの削除等

次に該当する場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷する情報
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる情報
- (3) 宗教性、政治性のある情報
- (4) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張にあたる情報
- (7) 著作権、商標権、肖像権など本市又は第三者の知的所有権を侵害する情報
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する情報
- (9) 他のユーザー、第三者等になります情報
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切な情報
- (12) 本市の発信する内容の一部又は全部を改変する情報
- (13) その他、本市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 第5 知的財産権

公式アカウントに掲載されたコンテンツ（文章、写真、イラストなど）の知的財産権は、本市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び公式アカウント上のシェア機能等の使用による転載などを除き、無断での複製や転用をしてはならない。

## 第6 免責事項

本市は、公式アカウントの掲載情報の正確性には万全を期すが、利用者が公式アカウントの情報を用いて行う行為について、いかなる場合も一切の責任を負わない。

本市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

本市は、予告なくこの運用方針の変更や見直し、又は運用を中止する場合がある。

## 第7 補足事項

職員は、自らも本市の広報担当であるという意識を持ち、担当する業務におけるイベントや事業で市のPRになると思われるものは、可能な限り、職員個人のアカウントを利用して情報発信をするように心がけるものとする。

また、職員は、SNSを職務外で利用する場合には、平成28年3月策定の「美祢市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を遵守するものとする。

## 第8 その他

この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、デジタル推進課長が定める。

## 第9 附 則

この運用方針は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。  
この運用方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この運用方針は、令和元年 5 月 1 日から施行する。  
この運用方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この運用方針は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。  
この運用方針は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

« 様式 略 »